

1．会合名	会員における引受けのあり方に関する検討会（第 42 回）
2．日 時	平成 24 年 1 月 12 日（木）10:00～11:30
3．議 案	1．ライツ・オファリングに関する論点の検討について 2．その他
4．主な内容	1．ライツ・オファリングに関する論点の検討について ○ 論点整理の修正案及び規則改正案について 論点整理については、「メンバーから寄せられた意見及び金融庁企業開示課からの指摘を受け、修正したところである。」等、事務局から資料に基づき説明があり、大要以下のとおり、意見交換を行った。 【主な意見】 ・ 資料にもあるとおり、文理解釈上は、 行使期間満了までに臨時報告書が提出される場合や 行使期間満了までに継続開示書類が提出される場合は金商法第 21 条の責任があるということは理解できるが、長期間にわたって発行会社に情報コントロールをするように要請し、臨報を提出する場合は証券会社はその臨報の事前ドラフトを受け入れるなどの対応まで求められると実務上負担が重くなるので、求められている具体的な行動を論点整理に盛り込んでいただきたい。 ・ 引受審査はあくまでも届出書の効力発生までとの説明があったが、引受規則改正案の第 4 条の義務は払込みまでを想定しており、金商法第 21 条の責任との関係でそれをどのように整理すればよいのか。 引受審査があって、それが終わった後でも引き続きフォローしてくださいというのが引受規則の第 4 条であり、現在の第 4 条の存在意義は金商法第 21 条の責任とは別物であると考えているが、一度関係性を整理することとしたい。 ・ 対投資家ということを考えると、新株予約権の行使期間満了後、コミット証券会社が払い込むタイミングまでの間をフォローするという必要性がないのではないか。 引受規則の第 4 条は対投資家の観点もあるが、ただ、一方で証券会社の適正な業務運営という視点も入っており、証券会社自身が増資資金の払込人としてコミットメント契約を履行する債務者になるわけであるので、払込直前までは、余地は非常に狭いとはいえ、ターミネートになるような事象が発生する可能性もゼロとは言えないことから、そこも踏まえたフォローという位置付けである。 ・ 規則案では、流動性の確保のところを確認的に規定を置くとの説明があったが、この規定を置くこととなった考え方はどのようなものか。

	現状、証券会社においては既に株価の動向や推移、売買高などについて総合的に勘案することで流動性も審査が行われている現状を踏まえ、新たに引受審査が行われている実務に追加するということではなくて、あくまで確認的に規定を置くという趣旨である。 これを規定する理由としては、金融庁の報告書の趣旨を具体化することと、外国に住んでいる株主に対しても協会規則に盛り込むことで、一定の周知性を持たせることである。 ・ 示されている規則案では「流動性の確保の観点から」引受審査を行うとされているが、現状行われている引受審査は流動性を阻害する要因がないかをチェックするというものなので、規則の書き振りを修正した方がよい。 ・ コンフォートレターについてであるが、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会報告書第 68 号にはライツ・オファリングが具体的な例示列举の中には入っていないので、日本公認会計士協会には明確化を依頼する必要があると思う。 ・ 金商法第 17 条の考え方が、前回のこの会合で、行使の勧誘は取得勧誘に当たらないことを確認したが、依然として行使勧誘が取得勧誘であるという論調も世間にはあることを念頭に置いた対応が必要ではないか。 2. その他 事務局より権利行使期間中の分母の計算について、意見募集を行った結果及び法務省からパブリック・コメントに付されている「会社法制の見直しに関する中間試案」に対する意見案について事務局より説明があった。 以 上
5. その他	特になし 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 自主規制 1 部 (0 3 - 3 6 6 7 - 8 6 4 7)